非稼働病棟に係る議論の進め方に関する留意事項

「地域医療構想調整会議の進め方に関する留意事項について」 (平成29年11月6日付け厚生労働省医政局地域医療計画事務連絡)

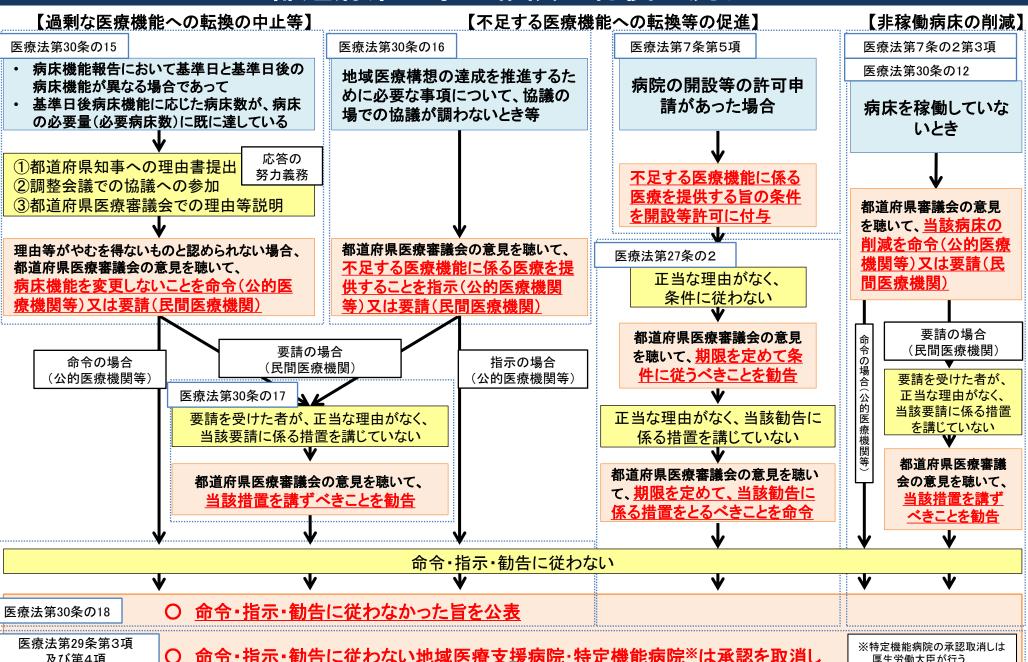
病床機能報告の結果等から、病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関が確認された場合には、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、次の点について説明するよう求めること。

- 病棟を稼働していない理由
- 当該病棟の今後の運用見通しに関する計画

その上で、<u>当該病棟の今後の運用見通しに関し、病棟を再び稼働しようとする計画がある場合</u>には、当該医療機関の医療従事者の確保に係る方針、地域の他の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえ、現在稼働している病棟の稼働率を現在以上に上げたとしてもなお追加的な病棟の再稼働の必要性があるか否かについて地域医療構想調整会議において十分に議論すること。

特に、<u>再稼働した場合に担う予定の病床機能</u>が、構想区域において<u>過剰な病床機能である場合</u>には、 過剰な病床機能へ転換するケースと同様とみなし、<u>より慎重に議論</u>を進めること。

都道府県知事の権限の行使の流れ



厚生労働大臣が行う

及び第4項